

青森明の星短期大学と東北師範大学人文学院との 交流に関する協定書

青森明の星短期大学と東北師範大学人文学院は、両大学の相互の信頼を基盤として、学術、教育、文化の発展のために学生と教職員の交流を促進し、両大学相互間の利益と発展に貢献すべく、ここに学術交流協定を締結する。

1. 両大学は学術的、教育的必要性に基づいて、以下の通り事業を促進する。
 - (1) 学生交流
 - (2) 教職員交流
 - (3) 学術資料、刊行物並びに学術情報の交換
2. 本協定に基づく各事業の実施については、両大学間の十分な協議、決定を経て遂行することとする。
3. 本協定の実施に当たっては、両大学は互いの自主性を重んじ、いかなる強要も求められるものではない。
4. 本協定は、相互間の同意によって改正することができる。
5. 本協定は、締結された日から5年間を有効とし、両者の一方から期限6ヶ月前に協定廃止の意見が出されない限り、以後同期間ずつ更新することとする。
6. 本協定書を日本語文と中国語文によって各2部作成し、両文書を同等の正式文書とする。
7. 本協定書は、双方が各1部ずつ保管する。
8. 本協定書は、両大学の代表者が署名した日から効力を発するものとする。

2005年3月11日

青森明の星短期大学

学長

辺 昭子

東北師範大学人文学院

院長

岸 樹彦

东北师范大学人文学院与青森明星短期大学 交 流 协 议 书

中国东北师范大学人文学院和日本青森明星短期大学，就两校以相互信赖为基础，为发展学术、教育、文化，促进两校的学生和教师的交流，为两校的发展和利益做贡献，在此缔结学术交流协议。

一、两校以学术、教育的必要性为基础，促进以下各项事业的交流。

(1) 学生的交流

(2) 教职员的交流

(3) 学术资料、刊物以及学术信息情报的交换

二、以本协定为基础，有关各项事业的实施，两校间经过充分协议后，再做决定执行。

三、在实施本协定过程中，两校应相互尊重对方的自主性，决不强迫任何一方。

四、本协定经双方同意可以修改。

五、本协定从签字日起有效期五年，如果双方的一方在到期六个月前没提出终止协议的话，以后每到同期为自动更新。

六、本协议书用中文和日文两种文字作成，两种文字同时有效。

七、本协议书双方各持一份。

八、本协议书自双方代表签字起即生效。

二〇〇五年三月十一日

东北师范大学人文学院

院长：

青森明星短期大学

学长：